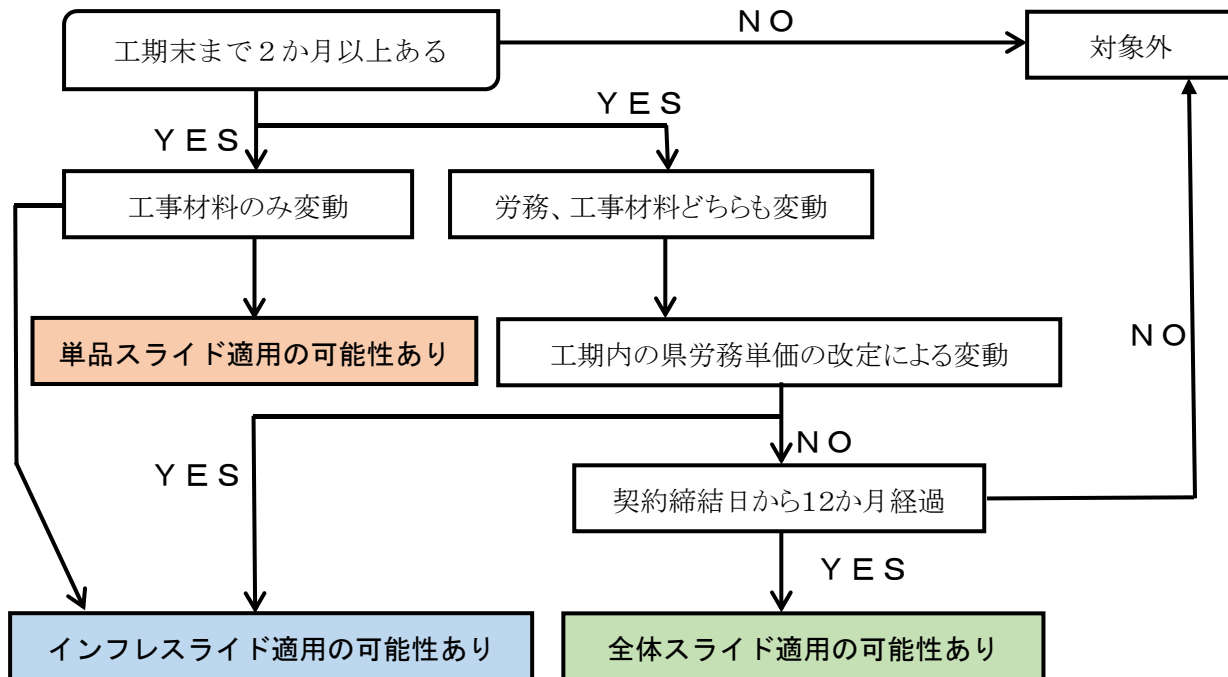


スライド条項について

1. スライドの分類について



2. スライド条項（契約約款第25条）の考え方

項目	全体スライド条項 (第1～4項)	単品スライド条項 (第5項)	インフレスライド条項 (第6項)	
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (運用通達発出日時点で継続中の 工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (運用通達発出日時点で継続中の 工事及び新規契約工事)	
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に 対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に 対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する 措置	
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過 後の残工事量に対する資材、労務 単価等(間接費も対象) (価格水準全般の変動)	部分払いを行った出来形部分を除 く価格変動の著しい全ての資材の 価格 (材料のみ)	貸金水準の変更がなされた日以降 の残工事量に対する資材、労務単 価等(間接費も対象) (価格水準全般の変動)
	受注者 の負担 注)	スライド適用日以降の 残工事請負代金額の1.5%	スライド適用開始日から工期末ま での請負代金額の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用 の場合、全体スライド又はインフレスライド適用 期間における負担はなし。)	スライド適用日以降の 残工事請負代金額の1.0%
	再スラ イド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、 12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期 内全ての資材を対象に、精算変更契約後に スライド額を算出するため、再スライドの必要 がない)	可能 (貸金水準の変更がなされる都度、適用可能)
これまでの経緯	ほぼ経年的にあり	平成20年に運用通知	昭和49年、平成24・26年に運用通知 (S49: 第1次石油危機当時、 H24: 東日本大震災後の被災三県、 H26: 技能労働者の賃金確保)	

変動後残工事額－変動前残工事額の差額が変動前残工事額の1.5%を超えた場合に適用

各品目ごとに算定した変動額が請負代金額の1%を超えた場合に適用

変動後残工事額－変動前残工事額の差額が変動前残工事額の1%を超えた場合に適用

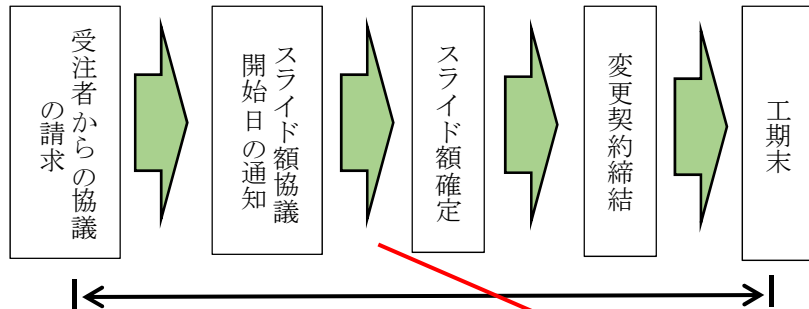
3. 単品スライド（第25条第5項）について

対象(A)	対象外(B)
・変動額が対象工事費の1%を超える工事材料 (対象工事費=請負代金額-B)	・部分払完了分(※1) ・部分引渡し完了部分

※1 部分払のための出来形検査を受注者が請求する場合において、当該出来形部分について

<p>スライド額(変更額) =A の変動額－変動前の対象工事費×1%</p>
--

手続きの流れ



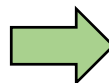
← 工期が2ヶ月以上残っている必要があります →

精算数量の確定
(スライド額を確定する前に変更設計)

3-1. 品目ごとに変動額が対象工事費の1%を超えるか否かを計算します。例えば、以下のようなケースが考えられます。

【例1】

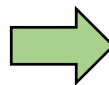
燃料油類変動額	>	対象工事費×1%
鋼材類変動額	>	対象工事費×1%



燃料油類、鋼材類両方が
単品スライドの対象

【例2】

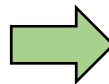
燃料油類変動額	>	対象工事費×1%
鋼材類変動額	<	対象工事費×1%



燃料油類のみが
単品スライドの対象

【例3】

燃料油類変動額	<	対象工事費×1%
鋼材類変動額	>	対象工事費×1%



鋼材類のみが
単品スライドの対象

3-2. 主要な工事材料について

対象品目	対象資材	備考
鋼材類	形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、PC、鋼線、ライナープレート、鉄鋼二次製品、ガードレール落石・雪崩防止材等	非鉄金属は含まない 賃料・損料も対象
燃料油	軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油	潤滑油は対象としない
その他 工事材料	骨材類	砂利、砂、栗石、碎石等
	生コンクリート類	
	アスファルト混合物類	アスファルト混合物、ストレートアスファルト、アスファルト乳剤
	セメント・コンクリート製品類	PHC 杭、ブロック類、L 型擁壁、側溝類、蓋板類、フリーーム類、ボックスカルバート、集排水升、推進管類、外圧管等
	木材類	丸太材、杭材、角材、割材、板材、合板、松矢板等
	法面保護用材類	芝類、土壌改良材、繊維ネット、肥料等
	塗料類	錆止め塗料、シンナー、中塗・上塗塗料
	電気・通信用材類	電線・ケーブル類、安定器、ランプ、配線器具等
塩ビ管類	塩化ビニル管類、ポリエチレン管、FRPM 管、継手材等	

※購入価格が適当と示す証明書類(納品書等)を提出した場合は、実際の購入価格の方が高い場合でも、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とします。

※実際の購入価格を用いた場合は、落札率を掛けません。

※単品スライド協議開始日までにスライド分を除く精算変更をすることが望ましい(原則)。

※上述以外の資材についても対象とすることは可能です。監督員にご相談ください。

4. インフレスライド（第25条第6項）について

対象(A)	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・基準日(※1)以降に施工する部分 ・基準日以降に購入する工事材料等 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日時点で施工済み部分 ・基準日時点で現場搬入済み工事材料 <p><u>発注者が出来型数量を確認します。</u></p>

※1 基準日:受注者がスライド協議を要求した日を基本とし、出来高を確認する日

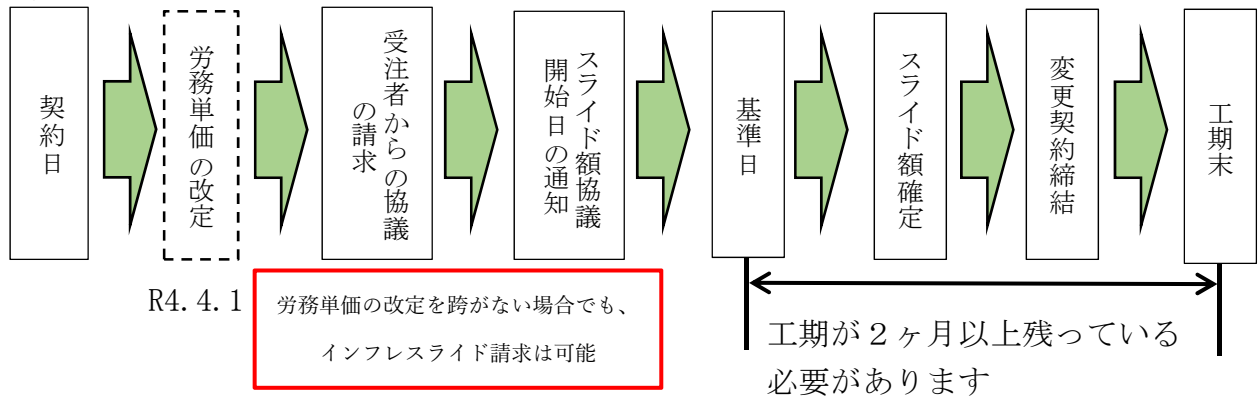
スライド額(変更額)

$$= A \text{ の変動額(※2) } - \text{基準日時点の変動前の残工事金額(※3)} \times 1\%$$

※2 変動額 : 基準日時点の変動した残工事金額 - 基準日時点の変動前の残工事金額

※3 工事金額 : 積算工事価格 × 落札率

手続きの流れ



4-1. インフレスライドの請求ができる期間について

契約日以降の労務単価の改定(R4.4.1)以降で次の労務単価の改定(R5.4.1)までに請求することができます。ただし、賃金水準の変動に限らず物価水準の変動等が発生した場合は、労務単価の改定を跨がずに請求することができます。

4-2. インフレスライド額が適用される単価、経費等について

労務単価、資材単価、損料に加えて、これらの増額に伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について増額を行う。ただし、歩掛の変更については考慮しません。

【労務単価の改定を跨ぐ場合】

	契約時単価世代	インフレスライド単価世代
労務単価	R3.4.1	R4.4.1
資材単価	R4.1.1	R4.5.1
損料	R4.1.1	R4.5.1
諸経费率等	R3.10.1	R3.10.1

諸経費歩掛の最新世代はR4.4.1であるがインフレスライドでは契約時のR3.10.1を適用

※諸経费率は、例年は10.1改定であるが、R4年度は一般管理費を前倒ししてR4.4.1に改定。

【労務単価の改定を跨がない場合】

	契約時単価世代		インフレスライド単価世代
労務単価	R4.4.1		R4.4.1
資材単価	R4.5.1		R4.11.1
損料	R3.10.1		R4.10.1
諸経费率等	R4.4.1		R4.4.1

資材単価、損料を基準日の世代へ変更する

※諸経费率は、例年は 10.1 改定であるが、R4 年度は一般管理費を前倒しして R4. 4. 1 に改定。